

(電話一本で)行きます

聞きます(ともに課題を見つけます)

提案します(ともに解決します)



2022年(令和4年)7月10日発行

広報誌

第65号

〒629-2312 京都府与謝郡与謝野町字四辻150
Tel.0772-43-1020 Fax.42-0737

与謝野町商工会

題字: 足立商工会長書

与謝野町商工会ホームページ <https://web.yosano.or.jp>
Eメール yosano-sci@kyoto-fsci.or.jp

商工会は地域の繁栄を祈り
会員企業の経営を支援します。

第15回与謝野町商工会通常総代会を開催しました

5月30日、与謝野町商工会本所におきまして、第15回与謝野町商工会通常総代会を開催しました。

総代会は、足立商工会長の挨拶の後、議長に小長谷建氏(野田川支部)を選出し議案審議が慎重に行われ、提出した第1号議案から第4号議案まですべて原案通り承認可決されました。

議案

- 第1号議案 令和3年度事業報告並びに収支決算承認の件
- 第2号議案 令和4年度事業計画並びに収支予算決定の件
- 第3号議案 令和4年度借入限度額並びに借入先承認の件
- 第4号議案 総代会権限の一部を理事会及び会長委任とする件

令和4年度重点事項(事業計画)

- (1) 経営発達支援計画の推進
 - ・企業の持続的発展の促進
(ウィズ・アフターコロナに対応する伴走支援強化)
 - ・需要に対応したものづくりの促進
 - ・DXやSDGsを取り入れたビジネスモデルの変革
 - ・起業・創業の促進
- (2) 事業承継の促進
- (3) 中小企業応援隊事業の推進(コロナ関連伴走支援強化)
- (4) 経営支援員の資質向上による会員満足度の向上(巡回の強化)
- (5) 組織基盤に係る強化対策事業の推進(会員の増強)



小長谷議長



足立商工会長

小規模事業者
経営改善資金

マル経融資のご案内

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用いただける制度です。

*ご利用にあたって、与謝野町商工会長等の推薦が必要です。

資金の使いみち	運転資金	設備資金
融資限度額	2,000万円 ※	
ご返済期間 (うち据置期間)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内)
利率(年)	1.22%(令和4年7月1日現在)	
保証人・担保	保証人・担保は不要です	

※ご利用金額により、「事業計画」の作成が必要となる場合があります。

- 融資利率は金融情勢により変わります。
- 審査の結果、ご希望に添えない場合もございます。予めご了承ください。
- ご相談を希望される方は、与謝野町商工会までご連絡ください。

エキスパートバンク制度

エキスパートバンク制度は、経営・営業・生産・技術など多くの問題を抱えている小規模事業者等の皆さんの経営を支援する目的で行っている事業です。小規模事業者等のご要望に応じて、京都府商工会連合会に登録されたエキスパートを直接事業所に派遣し、専門家の立場で具体的かつ実践的な指導やアドバイスをさせていただくことにより、その解決を図ろうとするものです。

3つの特色

- ①エキスパートの謝金・旅費は全額バンクが負担
(原則1テーマにつき1回まで訪問指導。内容は秘密厳守)
- ②府内商工会地域の小規模事業者及び創業予定の方が対象
- ③あらゆる分野の経験豊かなエキスパートを登録

こんなときお役に立ちます

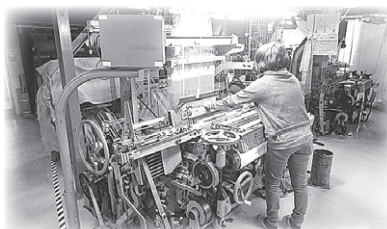
- ・ポスター、チラシのデザインについて指導を受けたい。
- ・従業員教育により職場改善を図りたい。
- ・助成金、就業規則の作成、雇用に関する制度を知りたい。等々



機織り職人(織り手さん)育成講座のご案内

商工会では全く機織りを知らない人を対象に、織物技能訓練センターにて力織機(ちからおり)の操作、橋詰機(はしづめ)の経つなぎ、整経(ととの)の仕方、または手機(てり)の操作などの初歩的な技術を身に付ける講座を開催しております。将来機織りの職人になりたい方、また従業員を育成させたい織物事業者など、まずはお問い合わせください。

- 受講時間
午前9時～午後5時まで(受講時間は相談可能です)
- 受講期間
力織機の場合、およそ50～60時間
手機の場合、およそ60～80時間
- 受講料
与謝野町在住者または町内事業者勤務は5,000円(全期間分)
上記以外の場合は、指導時間×1,000円



与謝野町商工会 メールアドレス変更について

旧アドレス info@yosano.or.jp

新アドレス
yosano-sci@kyoto-fsci.or.jp

関係者の皆様につきましては、与謝野町商工会のメールアドレス変更をお願いいたします。

2022 年 10 月施行

社会保険の適用拡大について

2022 年 10 月から、短時間労働者であるパート・アルバイト等の社会保険の加入が段階的に義務化されます。なお、ここでの従業員数は、現在の厚生年金保険の適用対象者の数でカウントします。

対象者の確認、本人への制度の説明など早めに行いましょう。要件に該当しない小規模の企業も、労使合意によって任意に適用することが可能です。

義務化の要件	【現行】	2022 年 10 月～	2024 年 10 月～
従業員数	常時 500 人超	常時 100 人超	常時 50 人以上
労働時間	週の所定労働時間が 20 時間以上		
賃金	月額 88,000 円以上		
雇用期間	継続して 1 年以上 使用される見込み	継続して 2 か月を超えて使用される見込み ※2 か月以内であっても適用対象となる場合があります。	
その他	学生でないこと（夜間学生を除く）		

2023 年 4 月より適用

月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率について

2023 年 4 月から、月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率 50%への改正が、これまで適用を猶予されていた中小企業にも適用されることになりました。人件費アップに備えて、残業時間の削減など、働き方の見直しを進めましょう。

月 60 時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% 中小企業は 25%			月 60 時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに 50%		
(現在)	1 カ月の時間外労働 ※1 日 8 時間・1 週 40 時間を超える労働時間		(施行後)	1 カ月の時間外労働 ※1 日 8 時間・1 週 40 時間を超える労働時間	
	60 時間以下	60 時間超		60 時間以下	60 時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

創業ゼミ2022開催予告

開催場所：与謝野町商工会 岩滝支所
受講対象者：創業を予定している方、起業に関心のある方
事業承継を考えている方など

	開催日	テーマ
①	9 月 7 日（水）	創業ははじめの一步
②	9 月 14 日（水）	経営
③	9 月 21 日（水）	マーケティング①
④	9 月 28 日（水）	マーケティング②
⑤	10 月 5 日（水）	マーケティング③
⑥	10 月 12 日（水）	財務
⑦	10 月 19 日（水）	創業計画の磨き上げ



開催時間はいずれも 19：00～21：00 予定
※内容については予定です。変更になる場合がございます。
詳細は後日新聞折込等でご案内させていただきます。

税務相談センターの開設について

近畿税理士会宮津支部では、無料の税務相談センターを開設します。

【対象者】一般納税者で税理士、税理士法人の関与が無い方
【日時】
8 月 10 日（水）、9 月 7 日（水）、10 月 5 日（水）
11 月 2 日（水）、12 月 14 日（水）
※いずれも 13 時 30 分～16 時 30 分（受付は 16 時まで）
【内容】口頭による相続税、インボイス、所得税等一般的な税務相談（担当税理士は各日原則 1 名）
【場所】与謝野町商工会 小会議室
【問合せ先】山添税理士事務所（0772-42-7409）

インボイスセミナー開催しました

6 月 20 日（月）商工会におきまして、免税事業者向けインボイスセミナーを開催しました。今回は免税事業者を対象に、インボイスに関する制度を理解していただくため近畿税理士会宮津支部様と共催事業で開催しました。多くの方にご参加いただき、質疑応答でたくさんの質問が飛び交うなど、影響が無いと考えておられた事業者の方も、「事の重大さに気付いた」「請求書の記載の仕方、見積もり書など修正していかないといけない」など改めて影響の大きさを認識されました。ほぼ全ての事業者に何かしら影響が及ぶことを理解された様子でした。



料飲業部会まちグルメ部通信

6月5日 おまたせまちグルメを開催しました。



よさのまちグルメは「地産地消で町を元気にしよう！」と与謝野町の食材提供者と飲食店をつなぎ、それを食べに来ていただくお客様ともつながっていく事を目的に活動しています。

今回は新型コロナウイルス対策を行いながら、古墳公園を会場に、久しぶりにおでかけまちグルメを開催することができました。ご来場いただいた皆様、対策へのご協力をありがとうございました。

開催内容は、よさのお米を美味しく食べる「米フェス！」と、「ごはんのおともコンテスト」でした。米フェスでは、各店舗の美味しいご飯や加工品を、古墳公園内でゆっくり召し上がっていただきました。先着 50 名にお配りした「ごはんのおともコンテスト」では、「やさしい魂研究所×ヤマノイエ」の『GIBIER 味噌 葱とホップ』が優勝しました。今後が楽しみです。

今回は来場者用のいすやテーブルを設けず、公園内でゆっくりしていただく形での開催でした。ご来場者からは、「ゆっくりできた」「こんな良いところがあったとは知らなかった、又来たい」「ごはんのおともが美味しかった」等の声をいただきました。

いただきましたお声は、今後の取組に活かしていきたいと考えています。

まちグルのぼりを新調しました!!
参加店は、のぼりが目印です。



働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、60 年で 110 万社以上の中小企業に
ご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共

CHU
小企業

TAI
退職金

KYO
済制度

安心

国の退職金制度
新規加入や掛金を増額する場合、
掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

外部積立型で管理も簡単
納付状況や退職金試算額を
事業主さんにお知らせします。

詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索

中退共

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211